



ベビーチェアベルトのSG基準 (公開用)

一般財団法人 製品安全協会

ベビーチェアベルト 専門部会 委員名簿

	氏 名	所 属 (委員は五十音順)
(部会長)	西田 佳史	東京科学大学
(委員)	池田 由起子	一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
	伊藤 友理枝	アイチ小児保健医療総合センター
	木場 環	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (NACS)
	佐藤 理沙	主婦連合会
	中井 健太郎	一般財団法人ボーケン品質評価機構
	永田 雅一	株式会社大和屋
	中村 治	株式会社ストッケ (～2025/2)
	向井 正弘	ビューローベリタスジャパン株式会社
	八木澤 祐一	日本エイテックス株式会社
	山本 雅一	一般財団法人日本文化用品安全試験所
(オブザーバー)	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 製品安全課	
	経済産業省 製造産業局 生活製品課	
	東京都 生活文化スポーツ局 消費生活部 生活安全課	
(事務局)	一般財団法人製品安全協会	

ベビーチェアベルトのSG基準 SG Standard for Baby Chair Belt

1. 基準の目的

この基準は、ベビーチェアベルトの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項について定め、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乳幼児用のベビーチェアベルトについて適用する。ここでいうベビーチェアベルト（以下、チェアベルトという）とは、ひとりすわりができる乳幼児に食事させる際に大人用の椅子やベビーチェアあるいは大人の腰に固定ができて、椅子や人体からの落下を防止するものをいう。

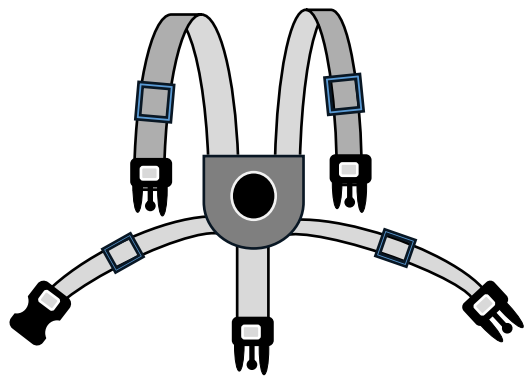
適用対象期間は、ひとりすわりができる生後6か月から36か月までとする。

3. 種類

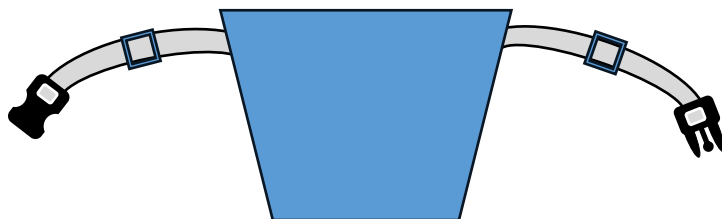
チェアベルトの構造上の種類は次のとおりとする。

分 類	内 容	備 考
ベルト型	椅子の背もたれや座面等にベルトを固定し、中央のバックル等で留めるもの	・ベビーチェアと同一メーカーの専用オプション品が対象 ・基準適合試験は専用ベビーチェアで行う
パンツ型	椅子の背もたれに固定し、腰回り全体を覆うもの（肩ベルトがついたものも含む）	・腰回りを覆うため、前や横におしりがずれにくい ・肩ベルト付は立ち上がり防止にも有効
上半身カバー型	椅子の背もたれに固定し、上半身（主に胸回り）を覆うもの	・迷子紐として使えるものにあっては、迷子紐利用時の事故はSG賠償の対象外
一体型	椅子の背もたれにかぶせて一体化し、腰回りと背中全体を覆うもの（肩ベルトがついたものも含む）	・肩ベルト付は立ち上がり防止にも有効 ・お尻や背中を前にずらしにくい ・かさばるため外出時にはやや不向き

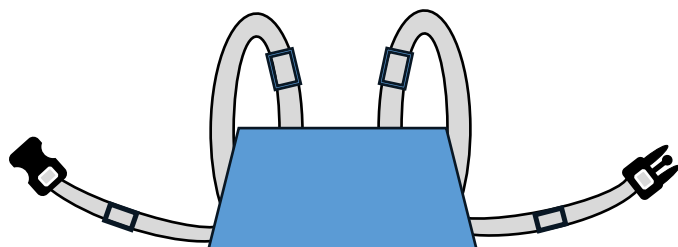
※椅子だけでなく、大人の腰に固定する場合も含む。



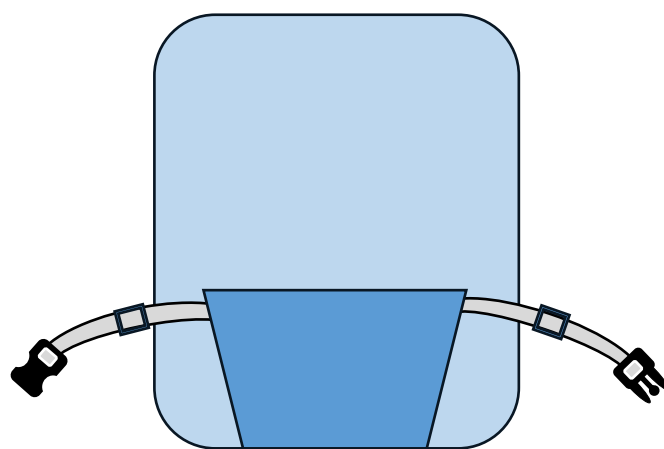
ベルト型



パンツ型



上半身カバー型



一体型

4. 安全性品質

チェアベルトの安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. 外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 仕上げは良好で、手指・人体等が触れる部分には傷害を与えるような鋭い角部、ばり、とがり等がないこと。 (2) 各部の接合は堅ろう、かつ、確実で、緩み、がたつき等がないこと。 (3) バックル、長さ調節等の可動部の作動は円滑、かつ堅ろうであること。 (4) 乳幼児の手足の届く範囲に、硬質材料（木材、金属、硬質プラスチック等）で構成された○mm以上○mm未満の障害を与える恐れがあるすき間がないこと。ただし、深さ○mm未満のすき間はこの限りではない。 (5) 乳幼児の身体が容易に落下しないよう身体を確実に保持できること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
2. 強度	(6) ベルト幅の寸法について、肩ベルトは〇mm 以上、股ベルト、腰ベルトは〇mm 以上のこと。 (7) ベルトをバックル等で固定しているものにあつては、折り返し縫い等の抜け止め処理が施されていること。 2. 強度は、次のとおりとする。 (1) 乳幼児のおすわりを安定させる部位に引張強度試験を行ったときに、破損、外れ及び使用上支障のある変形等がないこと。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) ベルトを有するもので、ベルトに長さ調節機構があるものは、ベルトの緩み試験を行ったとき、締め付け具の変形、破損等がなく、かつ、緩みが○mm 以下であること。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
3. 材料	3. 材料は、次のとおりとする。 (1) 耐食性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。 (2) 繊維材料は、乳幼児に有害な影響を与えないものであること。 (3) 合成樹脂製品及び合成樹脂製塗料で塗装した部品は、人体に有害な影響を与えないものであること。	
4. 付属品	4. 付属品は、次のとおりとする。 (1) 付属品は、安全性を損なうものであってはならない。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(2) 乳幼児の手の届く範囲に装着される付属の小部品等は、外れた場合に誤飲する大きさではないこと。	

5. 表示及び取扱説明書

チェアベルトの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 表示	1. 製品には、容易に消えず、かつはがれにくい方法で、次の事項を表示すること。 なお、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 (1) 申請者（製造事業者、輸入事業者等）の名称又はその略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 適用対象期間 「ひとりすわりができる生後6か月から36か月まで」の旨 (4) 使用上の注意 ① ひとりすわりできるお子様の食事補助具として使用する旨 ② 取扱説明書をよく読み、正しく調節し、固定箇所を確実に締めて使用する旨 ③ 使用時はお子様から目を離さない旨	
2. 取扱説明書	2. 製品には次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない注意事項については明示しなくてもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できるよう必要に応じて、図で明示すること。 (1) (▲)表示及び取扱説明書は、必ずよく読み、それを守り、取り扱うこと。 (2) (▲)取扱説明書は、読んだ後は保管すること。 ただし、以下の該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 使用上の注意 ① (▲) ひとりすわりできるお子様の食事補助具として使用する旨。また、用途以外で使用しない旨 ② 使用期間は、「ひとりすわりができる生後 6 か月から 36 か月まで」の旨 ③ 水平、平坦で 周りにストーブや乳幼児の足掛かりとなる椅子等の危険物がない場所で使用する旨 ④ 取り付ける椅子は背もたれのある安定したものを使用する旨、キャスター付き椅子は使用しない旨 ⑤ (▲) 調節部については、正しく調節し、固定箇所を確実に締めて適切にフィットした状態で使用する旨(椅子、または人体への取り付け方法) ⑥ 椅子に取り付けて、お子様をセットした後に、椅子ごと持ち上げたり、移動したりしない旨 ⑦ (▲) 使用時はお子様から目を離さない旨 ⑧ 使用時はお子様が立ち上がらないように注意して使用し、お子様が立ち上がる場合は使用を中止する旨 ⑨ 加工したり、改造したりしない旨 ⑩ 本体に表示してあるものは、故意に剥がしたり隠したりしない旨 ⑪ 使用前に異常がないことを確認する旨。なお、異常が確認された場合は直ちに使用を中止する旨 ⑫ 人体に取り付ける場合は座った状態で行う旨 ⑬ 人体に取り付けて、お子様をセットしたときは、立ち上がったたり、前かがみになったり、激しく動いたりしない旨 ⑭ 汚れた場合のお手入れ・洗濯方法についての情報	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	⑮ この製品は長いベルト等を使用しており窒息やけがの恐れがあるため、お子様が引っ張ったり、振り回したり、首に巻き付けたりしないよう十分注意する旨 ⑯ (▲) 使用しないときは、バックルが開口していないよう、はめ込んでから、お子様の手の届かないところにしまう旨 ⑰ 迷子紐として使えるものにあっては、迷子紐利用時の事故はSG賠償の対象外である旨 (4) SGマーク賠償制度は、チェアベルトの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度（有効期間は新規購入後3年間）である旨 (5) 問い合わせ先としての製造業者、輸入業者又は販売業者に関する次の情報 ・ 名称（必須） ・ 住所（任意） ・ 電話番号、問い合わせURL（少なくともいずれか一方は必須）	

ベビーチェアベルトの解説

1. 制定の経緯（目的）

ベビーチェアベルトは、大人用の椅子やベビーチェアに装着できて、乳幼児の椅子からの落下を防止するものであり、外食時に子ども用の椅子がない場合でも、ベビーチェアベルトを使えば、抱っこせずに赤ちゃんとの食事を快適に楽しめるものであり、ここ 10 年ぐらいで販売数が大きく伸びている。椅子だけでなく、大人の腰に固定できるタイプもある。一方、廉価品・粗悪品では、強度不足による破損等での事故情報・ヒヤリハットがあり、複数の取扱事業者より SG 基準の制定を求める声が挙がり、この度、制定の運びとなった。

基本的には、抱っこひもの SG 基準をベースに、乳幼児用ハイチェア、乳幼児用テーブル取付け式座席などから必要な規定項目を取捨選択し、当該品目特有の項目も追加した。

2. 適用範囲

適用対象期間について、使い始め（下限）は母子手帳に記載されている乳幼児がひとりすわりできる生後 6～7 か月頃を参考とし 6 か月からとした。使い終わり（上限）は乳幼児が成長とともに自分でベルトを外したり引っ張ったりして落下する恐れがあり、2 歳半～3 歳頃までであるため 36 か月までとした。

3. 種類

基準制定時に市場で販売されているものを参考に分類した。

4. 安全性品質

安全性項目として、外観、構造、寸法、強度、材料等について規定した。

5. 表示及び取扱説明書

使用時の注意すべき項目等を規定した。

以上